議案第２０７号

上越市市民交流施設高田公園オーレンプラザ条例の一部改正について

上越市市民交流施設高田公園オーレンプラザ条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年１２月３日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市市民交流施設高田公園オーレンプラザ条例の一部を改正する条例

上越市市民交流施設高田公園オーレンプラザ条例（平成２９年上越市条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表第１⑴アの表中備考以外の部分を次のように改める。

ア　ホール施設

施設名	使用料					
	午前(9:00～12:00)	午後(13:00～17:00)	夜間(18:00～22:00)	午前・午後(9:00～17:00)	午後・夜間（13:00～22:00)	全日（9:00～22:00)
ホール（平日）	19,800円	26,400円	26,400円	52,800円	59,400円	85,800円
ホール（土日祝日）	24,750円	33,000円	33,000円	66,000円	74,250円	107,250円

施設名	使用料（１時間につき）
ホール（舞台のみ）	２，４７０円
スタジオ	１，３００円
練習室１	１５０円
練習室２	１４０円
練習室３	３２０円
楽屋１	１８０円
楽屋２	２４０円
楽屋３	２４０円

別表第１⑴アの表備考４中「６，０００円」を「６，６００円」に、「７，５００円」を「８，２５０円」に改め、同表⑴イの表使用料（１時間につき）の欄を次のように改める。

使用料（１時間につき）
５３０円

４１０円
５３０円
２００円
４１０円
５６０円
１８０円
１５０円

別表第１⑵の表使用料の欄を次のように改める。

使用料
４，０８０円
１１０円
３１０円
１１０円
１１０円
２，０４０円
１，０２０円
１，０２０円
４，０８０円
１，０２０円
１１０円
２１０円
１，０２０円
１，０２０円
２１０円
３，０６０円
３，０６０円
５１０円
５１０円
５１０円
５１０円
２１０円

２６０円
５１０円
５１０円
３１０円

別表第２使用料（１時間につき）の欄中「７円」を「１０円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表第１及び別表第２の規定は、令和２年４月１日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。